

平成15年(2003年)4月21日

姫路市長  
(姫路市会計課長) 様

姫路市個人情報保護審議会  
会長 菅尾英文

電子計算機の結合に関する意見について(答申)

平成15年3月3日付個人情報保護審議会付議申請書により諮問のあった標記のことについては、下記の理由により適当と認めます。

#### 記

#### 適当と認める理由

- 1 姫路市と姫路市指定金融機関(三井住友銀行)との間におけるパーソナルコンピュータを利用した電話回線による振込データ(口座振替明細書)伝送システムの有用性について
  - (1) 紙文書による振込依頼と比し、指定金融機関への振込データの受渡しに要する日数が短縮されるなど事務の効率化及び市民サービスの向上に寄与すると考えられます。
  - (2) また、振込手数料の軽減など財務会計(支払)業務に要する経費の節減に寄与すると考えられます。
- 2 このシステムにおける個人情報の保護について
  - (1) このシステムに使用するパーソナルコンピュータは、姫路市のホストコンピュータ及び姫路市庁内ネットワークシステムに接続されていない専用のものであるため、セキュリティ上の問題は、ほとんどないと考えられます。
  - (2) また、このシステムの運用に当たっては、振込データを伝送できる者を限定し、その者の氏名及びパスワードを登録するとともに、伝送する振込データの暗号化等により、適切な個人情報の保護措置が講じられていると認められます。
  - (3) なお、パスワード及び振込データの管理については細心の注意を払い適正な運用を行うことを申し添えます。